受理番号	受理年月日	件	名 及 び	ず 要	旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	調	查	結		果
5 年 第 1 号		消費税インボイス制度の実施中止または延期を求める意見書を国に提出することを求める請願 国は、消費税率の区分ごとに「消費税率、商品の税抜き価格、消費税額」を記入した請求書等(インボイス)を発行しないと消費税の仕入税額控除を受けられないとするインボイス制度(適格請求書等保存方式)を、2023年10月より実施しようとしている。 事業者がインボイスを発行するためには発行事業者とて多齢であることが必要になるが、売上高が1,000万の消費税免税事業者であっても課税事業者に税のよることが必要になるが、であるとともに認いているのがよる。インボイス制度のであるとともに認いた、スを発行していない取引の仕入税額控除を否はないが、、が制度を事実上否定するものであるとともに認いないが、、が制度を発行していない取引を出て行うものでない。ま費税といわざる。これは税率引き上げを行うもではいる。ま費税との事務負担が重くなるが廃止または新力る消費税とする情景によって制度が廃止または縮いるの間があるといば、新型コロナ禍と物価高騰に対するものといば、新型コロナ禍と物価高騰に対対するものとれては役に立つものではなく、むしろ逆行するものと私を対策が高います。	茨城県商工団体連合会会長 鷹鍋 信一 外1名	江 尻 加 那	課税を年10月1 ・住お税う ・住お税う ・適適格税に格受者手の格し ・適様を類請けでは保請で ・適様を類請けでは保請では保請では保請では保請では保請では保持では保持では保持では保持では保持では保持では保持の機力を強し、過課入の業者は、11年9月30日には、11年9月31日には、1	保呆る日と期税 保イ党の発客ずの入庁領 要は方方側のは間仕 存が額を行請登事税事控 人式式か開課のれ 式イをうる書をを控者の 税課等 のス伝。こ発受記除以適 税事 かまる と行け載の外用 業 が するし 要のを 業	つ数さる者となる。 と、で業にた件者受 者(仕ゆ数さる者上名 はた で業にた件者受 等令入る税れ。がに消 、め き者と帳とかけ か和税イ率る 納係費 売の る」が簿ならる ら8額 かれんしん 税る税 手請 事にで及り行こ の年と	に入 す消額 が求 業艰きび、っと ほりお税 る費を 買書 者らな適免たは 税3い額 消務招 手や はれい格税課で 60	て指験の では では では では では できます できます できます できます できます できます できます できます			
		【請願事項】 1 消費税インポ ことを求める意						①免税事業者だついて、売」 (令和8年9月3 ②課税売上高だ	正に盛り込まから適格請求書 上税額の8割を付 0日まで)。 が1億円以下の記	れ、現在国 発行事業者 士入税額と 果税事業者 の保存がた	会で名 会でな みなす は、1 よくと	審議されている。 った課税事業者に ことができる 万円未満の課税仕 も帳簿のみで仕入